

起業促進補助金のご案内

新たな起業・既存企業の第二創業(多店舗展開含む)・
第三者承継により、能登に新規参入される方を支援します

1次締切：令和7年7月31日(木) 2次締切：令和7年9月30日(火)

3次締切：令和7年12月10日(水)※受付締切毎に審査を行い、採否を決定します

補助対象者

新たな起業・第二創業・第三者承継のいずれかにより、
能登6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)
に新規参入される方

要件

- ・能登で5年以上事業を継続すること
- ・地元の商工会または商工会議所に加盟すること
- ・能登での新たな事業が、災害に起因する地域課題の解決に資するものであること
- ・能登への新規参入の事業計画を策定すること

補助額・補助率

補助上限額 **300万円**

補助率 **2/3** (新たな起業)、**1/2** (その他)

補助対象経費

能登への新規参入に必要な**施設整備**に係る経費

新たな施設の整備(建築・購入)、取得した施設の修繕、
キッチンカーの購入

※施設整備費が対象のため、設備導入費や賃借料等は対象外

※着手済みの経費についても、適正と認められる場合には、
災害発生日(令和6年1月1日等)まで遡及適用

補助対象者

✓「新たな起業」に該当する場合

- 事業を営んでいない個人が、所得税法第229条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始する場合
- 事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し、事業を開始する場合

✓「既存事業者の第二創業・多店舗展開」に該当する場合

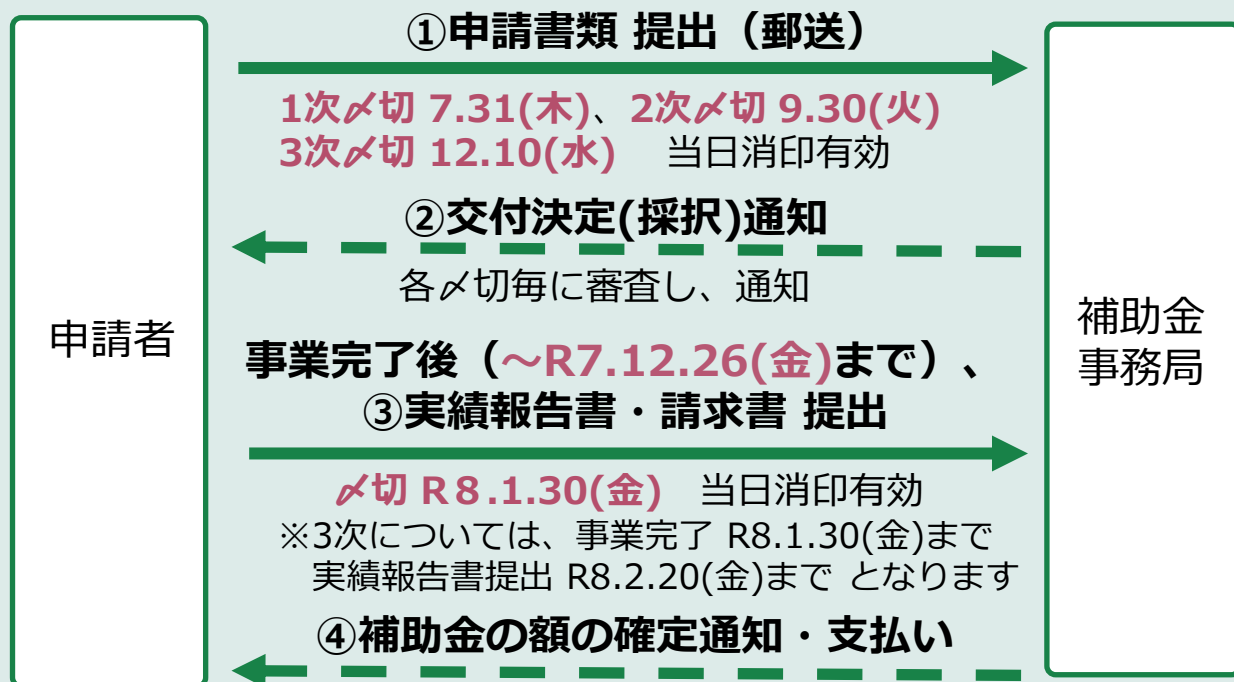
- 事業を現に営んでいる個人または法人が、当該事業と異なる新たな事業を開始する場合（第二創業）
- 事業を現に営んでいる個人または法人が、当該事業と同一の事業を拡大する場合（多店舗展開）

✓「第三者承継」に該当する場合

- 個人または法人の事業を別の第三者の個人または法人が引き継ぎ、事業を継続する場合（親族や従業員が引き継ぐ場合を除く）

※「域外からの新規参入」及び「能登にいる方の起業(既存起業の第二創業、第三者承継含む)」ともに補助対象です

事業の流れ



※補助金の支払いは、事業終了後、精算払（後払い）となります

お問合せ先

■石川県 商工労働部 経営支援課：076-225-1525